



《会計・税務の知識》ものづくり補助金を振り返って

平成25年度補正中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業補助金制度（いわゆる、ものづくり補助金）について、制度の概要を振り返り、申請までの準備についてまとめました。

*詳細情報については、補助金事務局のHPを参照してください。また、今回の制度では、今までの制度内容とは異なるルールが採用される可能性があるため、実際に申請する場合には、制度を再確認する必要があります。

1. ものづくり補助金とは・・・

製造業に限らず、サービス業等多くの業種でも申請が可能な制度でした。よって、飲食店やIT企業も申請が出来ました。

補助と言っても、例えば、先に1,500万円以上の対象経費を使って、後日1,000万円の補助金が交付されるといったもので、先行する資金繰りを確保する必要がある点に注意が必要です。補助率は補助対象経費の2/3が上限で、制度内容により上限補助金額は、1,500万円・1,000万円・700万円と3種類あります。

対象経費と言っても、全てが申請対象となる訳では無く、予め決められた範囲の経費内容のみが対象となっています。申請後に、『実はこの経費は対象になりません。』とならない様に、申請前に慎重に計画を立てる必要があります。

また、対象経費が使える期限は予め決まっていますが、具体的な開始日は採択されるまでは未定です。よって、補助期間開始の前に経費を使用してしまうと、その経費は対象にならない点に注意が必要です。（開始日以降に発注をしていないと無効になる可能性もあるので、募集要項を良く確認する必要があります）

採択されても、会計資料以外の証拠資料をそろえる必要があるため、資料の整理が煩雑です。慣れていない方には辛い作業です。

2. 採択に向けて、申請の準備をするとは・・・

制度の特徴として、募集期間が短い事が挙げられます。募集の発表がされてから、申請書の締め切りまで、2か月程しかありません。前回で言えば、平成26年6月に予告はされていたものの、7月1日に募集の発表がされて、8月11日が締め切り日でした。

事業の内容を既に考えていて、準備を開始している事業者の方には、特に問題はありませんが、イメージや構想だけを描いている状態では、申請に間に合わない事が多かった様です。

申請には認定支援機関の確認書が必要になります。申請をしようと思いついたらすぐに協力の要請をする必要があります。認定支援機関は、申請書にコメントと押印をする必要がある為です。

支援機関によって基準は違いますが、申請の締め切り間際に協力の要請をしても受付出来ない場合も多い様です。実質的に募集開始から3週間程で申請書を書き上げ、締め切りの1週間程前には申請書を準備し、支援機関と調整をする必要があります。

経営者からヒアリングをし、申請書の記載についても支援範囲に含めている認定支援機関もあります。助言と確認印だけの支援なのか、採択後の資料整理や協力体制はどうかなども考慮して、ご自身のスタイルに合った支援機関を選択してください。

3. まとめ

申請書を書くこと、採択結果とは関係なく、日々の経営に夢中になっていた時には気付かなかった方向性や、新たなアイデアを見つけることが多い様です。特に弊所の様な認定支援機関と合議しながら作成する事で、考えていたビジネスモデルがより具体的な形となってイメージ出来るようになります。

弊所も、そんな事業者の方々のお力になればと思いつつ、出来る限りの支援をさせて頂いています。
(担当：池田)